

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年3月13日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- (1) 本件処分は、請求人に対する保護が停止ないし廃止されていた期間（平成26年11月13日から平成28年7月6日まで）について、その間の請求人の支出（都営住宅の家賃及び本件各詐欺被告事件に係る弁護士費用）を考慮することなく、その期間に得るべきであった年金を単純に資力として計上した点において、法63条の解釈を誤ったものであり、取り消されるべきである。
- (2) 上記(1)の停止・廃止期間において、請求人に年金を上回る債務が生じたのだから、同期間に得るべきであった年金収入は、この期間において支出されるべき費用に充てられるべきものであり、平成28年7月7日の保護再開の時点やその後においても活用す

べき資力があつたとはいえない。

- (3) 上記(2)のとおり、上記(1)の停止・廃止期間に相当する平成26年11月から平成28年6月までの年金収入(1,338,050円)は、法63条の規定による資力として認定し得ないものであるにもかかわらず、処分庁は、これを含めて資力と認定した点において違法があるから、その限度(1,338,050円)において、本件処分は取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月8日	諮問
平成29年12月19日	審議(第16回第4部会)
平成30年1月29日	審議(第17回第4部会)
平成30年2月23日	審議(第18回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基

準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入額の認定について

ア 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（略）については、その実際の受給額を認定すること。」とされており、同(イ)によれば、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。

イ 同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8・1・(4)・アによれば、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(4) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費

用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）とされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象とすること、ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額（保護基準額以内の額に限る。）」等については、返還額から控除して差し支えないとされている。また、同(2)によれば、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格に対応することが求められるとされ、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこととされている。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法63条に基づく費用返還の

必要が生じること

② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となることとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

そして、上記取扱通知は、法の解釈・運用の指針として合理性を有するものと認められる。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によれば、保護の実施機関が、保護費の不足又は過払の発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされている（問13-2（答）2）。このため、保護費の過払の期間が上記（発見月からその前々月分まで）を超えている場合は、上記の遡及変更による手段を採ることはできず、過払された保護費相当額を法63条の「資力」として認定する方法によるべきこととなる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 障害基礎年金の収入について

請求人は、本件各詐欺事件判決後、処分庁が保護を再び開始（平成28年7月7日）した後、障害基礎年金給付を受ける権利に係る請求を行い、厚生労働大臣から同年金の裁定を受けたことが認められる。

本件年金支払通知書によれば、平成28年度の障害基礎年金の定期支払額（2か月分）は130,016円（ただし、2月期は各支払期で切り捨てた端数を加算し、130,020円）であり、裁定請求の遅れにより遡及支給された過去分の支払額（一時払）は4,167,890円（以下「本件遡及支給額」という。）であることが認められる。

なお、本件年金支払通知書上、請求人の障害等級及び受給権発生日は明記されていないが、上記の定期支払額から平成28年度の年金額を算出すると780,100円（130,016円×5期＋130,020円）となり、同金額は国民年金法に定める障害の程度が障害等級2級に該当する者に支給する額に相当すること、また、本件遡及支給額は、平成23年8月から平成28年11月までの障害等級2級に相当する年金の合計額と合致することが認められる。

これら本件年金支払通知書の内容からすると、請求人は、国民年金法施行令別表に定める2級の程度の状態にあるものとして、平成23年8月1日に障害基礎年金の受給権（支給）が発生したと考えるのが相当である。

そして、本件遡及支給額を局長通知の第8・1・(4)・アの収入認定の取扱いに基づき、平成23年8月から平成28年11月までの各月に振り分けた場合、同期間（64か月分）の障害基礎年金の合計額は、4,167,876円（以下「本件遡及収入額」という。）であることが認められる。

(2) 法63条の適用について

上記(1)のとおり、請求人の障害基礎年金の支給は、平成23年8月から始まっており、請求人は、同月から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと認められるところ、前記1・(1)に述べた保護の補足性の原則に従えば、これらの収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、これらの収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

そうとすると、保護変更処分により生活扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられているところであって(1・(4)・エ)、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うする手段として相応しい選択肢となる(1・(4)・イに引用の裁判例参照)。

したがって、処分庁が、請求人の障害基礎年金の請求の遅れにより遡及支給された資力について、法63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきである。

(3) 返還金額の決定について

上記(1)で明らかになった本件遡及収入額を基礎として、返還金額を具体的に決定するに当たり処分庁は、請求人に対し、①「障害年金を当面の生活費に充てる等、自立更生のために使用するときには免除することも可能」であること、②上記①の場合は、「予め担当者までご相談いただいた上で、当所で協議・検討して決定させていただくこと、③「自立更生免除については、事前に当所に相談のあったものに限」ることを記載した文書を、平成28年11月14日付け及び同年12月7日付けで通知したが、

請求人らからは、本件処分に至るまでの期間、自立更生費等の控除に係る相談は一切なかったことが認められる。

このため、処分庁は、①収入を得るため必要な経費として認めるべきものを見出せなかったこと、②「資力」の額（本件遡及収入額4,167,876円）は、同期間中の支給済保護費の額（処分庁が保護を実施した平成26年2月から同年11月までの保護費7,059,555円及び平成28年7月から同年12月までの保護費1,982,009円の合計額9,041,564円。ただし、同合計額には、法78条に基づき別途費用徴収決定が行われた560,480円を含んでいる。）を超えていないこと、そして、③真にやむを得ない理由により控除を認める事由が特段認められなかったことを確認し、その上で本件処分を行ったことが認められる。

- (4) 上記(1)ないし(3)を前提とすると、返還金額を4,167,876円と算出した本件処分に至る過程には、取り消すべき違法・不当な点があるということとはできないものである。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従い適切になされたものといえ、違法・不当はないということが出来る。

3 請求人の主張（第3）について

請求人は、第3のとおり、主張する。

しかしながら、法63条の趣旨及び同条と法4条との関係に照らせば、法63条の「資力」とは、法4条1項にいう「利用し得る資産」と同義であるところ、当該「利用し得る資産」とは、現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれるというべきであると解されている（最高裁判所第三小法廷昭和46年6月29日判決・民集25巻4号650頁参照）。

そして、請求人が支給を受けた障害基礎年金は、平成28年7月

以降に請求人が裁定請求を行い、平成23年8月1日を受給権発生日として支給処分を受けたものであるから、本件遡及支給額は、客観的に同日から発生し、請求人に帰属していた資産とみるべきであり、法63条の「資力」に該当するものと認めるのが相当である。

そして、請求人が主張する、請求人らの逮捕及び公訴提起中、保護が停止及び廃止されている間の都営住宅の家賃、並びに本件各詐欺被告事件に係る弁護士費用は、請求人世帯の自立更生のための真にやむを得ない理由によるものといえないものであるし、その他、これら以外の点で、本件処分に関して、保護費の「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に当たるとみるべき特段の事情は認められない。

そうすると、本件返還決定金額から、控除を認めなかった処分庁の判断を、違法・不当とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美